



消費生活相談

自分から電話して クーリング・オフできる？ ～テレビショッピングでの注文～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

テレビで拡大鏡のCMを見て、良さそうだと思う、表記された申込先に電話をかけ注文した。オペレーターから「拡大鏡が必要なお客様には目に良いサプリメントも案内している」と勧められて、深く考えずに了承し、サプリメントも注文した。

CMでも、サプリメントのことは触れておらず、電話を切った後、よく考えてみるとサプリメントは必要ない。拡大鏡は欲しいが、サプリメントについてはクーリング・オフしたい。私から電話をかけているが、クーリング・オフはできるだろうか。

【ひとことアドバイス】

- 新聞広告やテレビ広告などをきっかけに、自分から電話した場合は通信販売となり、クーリング・オフの適用はありません。しかし、消費者から電話注文した際に、業者から別の商品や別のコースを勧誘された場合は、予期していない勧誘を不意打ち的に受けていて、業者から電話をかけて勧誘する場合と差はないため、電話勧誘販売の対象と考えられます。
- 事例のようにオペレーターの勧誘だけでサプリメントを購入した場合は、電話勧誘販売となり、クーリング・オフができます。
- あきらめずにご相談ください。